資料 No. ３－２
説　明　資　料

運転･建設状況の概要

（平成 30 年１月 18 日～３月 28 日）

平成 30 年３月 28 日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

１．運転･建設状況の概要　［添付－１］

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所８基が定期検査を実施している。

なお、大飯発電所１、２号機は、３月１日に運転を終了した。

（１）定期検査を実施中の発電所

・敦賀発電所２号機：第 18 回定期検査　（平成 23 年　８月 29 日　～）
・美浜発電所３号機：第 25 回定期検査　（平成 23 年　５月 14 日　～）
・大飯発電所１号機：第 24 回定期検査※（平成 22 年 12 月 10 日　～）
・大飯発電所２号機：第 24 回定期検査※（平成 23 年 12 月 16 日　～）
・大飯発電所３号機：第 16 回定期検査　（平成 25 年　９月　２日　～）
・大飯発電所４号機：第 15 回定期検査　（平成 25 年　９月 15 日　～）
・高浜発電所１号機：第 27 回定期検査　（平成 23 年　１月 10 日　～）
・高浜発電所２号機：第 27 回定期検査　（平成 23 年 11 月 25 日　～）

※：関西電力は、今後、原子力規制委員会に廃止措置計画の認可申請を行うこととしており、定期検査は廃止措置計画の認可をもって終了とみなされる。

（２）大飯発電所１、２号機の廃止　［資料 No. 3-1 p. 68、73］

関西電力は、大飯発電所１、２号機について、３月１日をもって廃止し、同日、電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣に提出した。

（３）高速増殖原型炉もんじゅの状況　［資料No. 3-1 p. 51］

原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備の保全対策として、燃料取扱設備や１次系冷却設備等の点検を行っている。

（４）廃止措置中の発電所

・原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

平成29年９月１日から第30回定期検査を実施し、平成30年１月31日に終了した。今定期検査においては、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料の取扱いまたは貯蔵に係る設備について検査を行った。

・敦賀発電所１号機の状況

平成 29 年 12 月１日から第１回施設定期検査を実施しており、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料の取扱いまたは貯蔵に係る設備について検査を行っている。

・美浜発電所１、２号機の状況

１号機は平成 30 年１月 15 日、２号機は１月 12 日から第１回施設定期検査を実施しており、原子炉等規制法に基づき、使用済燃料の取扱いまたは貯蔵に係る設備について検査を行っている。

２．特記事項

（１）発電用原子炉施設に係る新規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、県内に設置している原子力発電所８基※１について、新規制基準適合性に係る申請※２を行い、これまで４基※３について全ての審査が終了しており、３基※４の原子炉設置変更および工事計画について、原子力規制委員会から許認可を受けている。

※１：敦賀発電所２号機、美浜発電所３号機、大飯発電所３，４号機、高浜発電所１～４号機
※２：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）
※３：高浜発電所３、４号機、大飯発電所３、４号機
※４：美浜発電所３号機、高浜発電所１、２号機

①大飯発電所３、４号機の再稼働について

大飯発電所３号機は、３月 14 日に原子炉を起動、３月 16 日に調整運転を開始した。

（２）特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請について

（設置変更許可申請）　［添付－２］

原子力規制委員会は、２月７日、高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設の設置※に係る審査書案について審議を行い、３月７日、原子力委員会および経済産業大臣からの意見聴取結果を踏まえ、原子炉設置変更を許可した。

※「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可（平成 28 年６月 10 日）から５年間の経過措置期間内に設置することが求められている。

（工事計画認可申請）　［添付－３］

関西電力は、３月８日、高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設のうち、減圧操作設備や原子炉格納容器の破損を防止する設備等に関する基本設計方針等をとりまとめ、原子力規制委員会に対し、工事計画認可申請を行った。

（３）常設直流電源設備の設置等に係る原子炉設置変更許可申請について　［資料 No.3-1 p.48］

関西電力は、２月５日、高浜発電所１、２号機の常設直流電源設備の設置※１等について、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

※１　「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可（平成 28 年６月 10 日）から５年間の経過措置期間内に設置することが求められている。

（４）高速増殖原型炉もんじゅについて

２月８日、国・県・敦賀市による「もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会」の第１回会合が開催され、県は、使用済燃料やナトリウムの搬出、処理処分について速やかに調査・検討に着手すること等を求めた。

また、原子力機構は、２月 23 日および３月 19 日、もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合での指摘等を踏まえ、記載内容の適正化等を行った廃止措置計画認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出した。

（５）原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の廃止措置計画の変更について

［資料 No.3-1 p.64、66］

知事は、２月 26 日、原子力機構の児玉理事長と面談し、「ふげん」の使用済燃料の搬出完了時期を「平成 29 年度」から「平成 38 年度」へ９年延期すること、平成 30 年度上期を目途

に具体的な搬出計画を策定すること等について説明を受けた。
これに対し、知事は、搬出計画をできるだけ前倒して示すよう求めるとともに、計画が示された段階で、搬出状況などの報告を盛り込んだ廃炉協定への見直しを行うこと等を求めた。

県は、２月 27 日、文部科学省の増子大臣官房審議官から、「ふげん」の使用済燃料の搬出完了時期の延期に係る文部科学省の対応について説明を受けた。これに対し、県は、「ふげん」の廃止措置に対する文部科学省の指導・監督の強化などを求めた。

原子力機構は、２月 28 日、原子力規制委員会に対し、「ふげん」の廃止措置計画変更認可申請および原子炉設置変更許可申請を行った。
その後、３月 13 日、原子力機構は原子炉設置変更許可申請の補正を行い、３月 20 日、原子力規制委員会は同申請の審査書案を取りまとめた。

（６）国のエネルギー政策について

①原子力小委員会について

県は、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の第 14 回（２月８日）、第 16 回（３月６日）、第 17 回（３月 20 日）会合において、規制委員会の現地体制を強化すること、解体廃棄物の処分について国が前面に立ち事業者と協力して処分場の確保を進めること、原子力の必要性・重要性について国民に対し説明・説得する広報活動をこれまで以上に強化すること等の意見を述べた。

②基本政策分科会について

知事は、３月 26 日、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会（第 25 回）に委員として出席し、原子力政策に対する国の責任を明瞭にすることや核燃料サイクルの総合的な計画を策定してエネルギー基本計画に明記すべき等の意見を述べた。

（７）神戸製鋼所および三菱マテリアルの不適切行為に関する調査結果について

[資料 No.3-1 p.77]

関西電力は、２月１日、原子力規制庁に対し、神戸製鋼所、三菱マテリアルの不適切行為に関する大飯発電所３、４号機の調査結果をとりまとめ、発電所の安全性に影響を与えるものではないことを報告した。また、同日、県に対し、報告内容等を説明した。

３．安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

添付－１

原子力発電所の運転および建設状況

原子力安全対策課
平成30年３月28日現在

１．運転または建設中のプラント（設備容量　運転中：10基 計 1008.8万kW、建設中：1基 28.0万kW）

発電所名＼項目		現状	利用率・稼働率（%）		発電電力量（億kWh）	
			平成29年度	運開後累計	平成29年度	運開後累計
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所	２号機	定期検査中 (H23. 8.29～未定)	０．０ ０．０	６１．１ ６１．１	０．０	１，９２２．９
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		廃止措置準備中	―			
関西電力㈱ 美浜発電所	３号機	定期検査中 (H23. 5.14～未定)	０．０ ０．０	５９．６ ６０．１	０．０	１，７８０．２
関西電力㈱ 大飯発電所	１号機	廃止※1(H30. 3. 1) (定期検査中※2(H23.12.16～))	０．０ ０．０	５５．３ ５６．１	０．０	２，２１７．３
	２号機	廃止※1(H30. 3. 1) (定期検査中※2(H23.12.16～))	０．０ ０．０	６１．１ ６１．６	０．０	２，４０７．９
	３号機	定期検査中 （調整運転中） (H25.9.2～H30.4.10予定)	０．０ ０．０	６４．５ ６４．４	０．０	１，７４８．６
	４号機	定期検査中 (H25. 9.15～未定)	０．０ ０．０	６７．９ ６７．５	０．０	１，７６０．７
関西電力㈱ 高浜発電所	１号機	定期検査中 (H23. 1.10～未定)	０．０ ０．０	５８．７ ５９．１	０．０	１，８３８．６
	２号機	定期検査中 (H23.11.25～未定)	０．０ ０．０	５９．４ ５９．９	０．０	１，８１９．２
	３号機	運転中	８３．２ ７９．３	７１．０ ７０．３	５８．０	１，７９２．７
	４号機	運転中	８８．５ ８４．６	７０．２ ６９．７	６１．６	１，７５２．５
		合　計	１４．８ １６．４	６２．２ ６２．４	１１９．６	１９，０４１．２

（注１）利用率・稼働率・電力量は平成30年２月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

※1　平成30年３月１日、電気事業法第27条の27の規定に基づき、経済産業大臣に発電事業変更届出書を提出。
※2　法律上、定期検査は廃止措置計画の認可をもって終了とみなされる。

（上段）設備利用率＝ $\dfrac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力}\times\text{暦時間}}$ ×100（%）　（下段）時間稼働率＝ $\dfrac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}}$ ×100（%）

２．各発電所の特記事項（平成 30 年３月 28 日時点）

（１）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀２号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止（H23.5.7 17:00）、原子炉停止（H23.5.7 20:00） 第 18 回定期検査中（H23.8.29 ～ 未定）
美浜３号機	第 25 回定期検査中（H23.5.14 ～ 未定） ・発電停止（H23.5.14 11:00）、原子炉停止（H23.5.14 12:59）
大飯３号機	第 16 回定期検査中（H25.9.2 ～ H30.4.10 予定） ・発電停止（H25.9.2 23:00）、 原子炉停止（H25.9.3 1:06） ・原子炉起動（H30.3.14 17:00）、臨界（H30.3.15 3:00）、調整運転開始（H30.3.16 17:26）
大飯４号機	第 15 回定期検査中（H25.9.15 ～ 未定） ・発電停止（H25.9.15 23:00）、原子炉停止（H25.9.16 1:33）
高浜１号機	第 27 回定期検査中（H23.1.10 ～ 未定） ・発電停止（H23.1.10 10:03）、原子炉停止（H23.1.10 12:20）
高浜２号機	第 27 回定期検査中（H23.11.25 ～ 未定） ・発電停止（H23.11.25 23:02）、原子炉停止(H23.11.26 2:26）

（２）建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	・設備保全対策（H24.4.2 ～）

（３）運転を終了したプラント

発電所名	特記事項
大飯１号機	第 24 回定期検査中（H22.12.10 ～ 未定※）
大飯２号機	第 24 回定期検査中（H23.12.16 ～ 未定※）

※ 関西電力は、今後、原子力規制委員会に廃止措置計画の認可申請を行うこととしており、定期検査は廃止措置計画の認可をもって終了とみなされる。

（４）廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	廃止措置中（H20.2.12 ～） ・A復水器および湿分分離器の解体撤去作業終了（H29.4.3 ～ H30.3.23） ・原子炉建屋機器および原子炉補助建屋機器のトリチウム除去作業実施終了（H29.9.19 ～ H30.3.23） ・Aディーゼル発電機室換気系および消音器の解体撤去作業終了（H29.11.6 ～H30.1.30） ・主蒸気系および隔離冷却系設備等の機器の解体撤去準備作業（H30.1.26 ～ ） 第 30 回定期検査終了（H29.9.1 ～ H30.1.31）
敦賀１号機	廃止措置中（H29.4.19 ～） 第１回施設定期検査中（H29.12.1 ～ H30. ３月下旬頃予定）
美浜１号機	廃止措置中（H29.4.19 ～） 第１回施設定期検査中（H30.1.15 ～ H30. ４月中旬頃予定）
美浜２号機	廃止措置中（H29.4.19 ～） ・系統除染作業中(H29.5.9 ～H30.3.27） 第１回施設定期検査中（H30.1.12 ～ H30. ４月中旬頃予定）

３．原子力規制委員会への申請状況（平成 30 年３月 28 日時点）

（１）新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	２号機	原子炉設置変更許可		H27.11. 5	－	－
		工事計画認可		－	－	－
		保安規定変更認可		H27.11. 5	－	－
美浜	３号機	原子炉設置変更許可		H27. 3.17	H28. 5.31, H28. 6.23	H28.10. 5
		工事計画認可		H27.11.26	H28. 2.29, H28. 5.31 H28. 8.26, H28.10. 7	H28.10.26
		保安規定変更認可		H27. 3.17	－	－
大飯	３、４号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H28. 5.18, H28.11.18 H29. 2. 3, H29. 4.24	H29. 5.24
		工事計画認可		H25. 7. 8 H25. 8. 5※1	H28.12. 1, H29. 4.26 H29. 6.26, H29. 7.18 H29. 8.15	H29. 8.25
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H28.12. 1, H29. 8.25	H29. 9. 1
高浜	１、２号機	原子炉設置変更許可		H27. 3.17	H28. 1.22, H28. 2.10 H28. 4.12	H28. 4.20
		工事計画認可		H27. 7. 3	H27.11.16, H28. 1.22 H28. 2.29, H28. 4.27 H28. 5.27	H28. 6.10
		保安規定変更認可		－	－	－
	３、４号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H26.10.31, H26.12. 1, H27. 1.28	H27. 2.12
		工事計画認可	３号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5※2	H27. 2. 2, H27. 4.15, H27. 7.16, H27. 7.28	H27. 8. 4
			４号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5※2	H27. 2. 2, H27. 4.15, H27. 9.29	H27.10. 9
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H27. 6.19, H27. 9.29	H27.10. 9

※１：平成 28 年 12 月 1 日の補正書に平成 25 年８月５日の申請内容を含めたため、平成 25 年８月５日の申請を取り下げた。
※２：平成 27 年　2 月 2 日の補正書に平成 25 年８月５日の申請内容を含めたため、平成 25 年８月５日の申請を取り下げた。

特定重大事故等対処施設の設置※

発電所	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
高浜３、４号機	原子炉設置変更許可	H26.12.25	H28. 6. 3, H28. 7.12	H28. 9.21
	工事計画認可	H29. 4.26	－	－
高浜１、２号機	原子炉設置変更許可	H28.12.22	H29. 4.26, H29.12.15	H30. 3. 7
	工事計画認可	H30. 3. 8	－	－

※：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。
本体施設の工事計画認可から５年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。
□：前回の協議会（平成 30 年１月 17 日）以降に提出または許可されたもの

（２）運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所	申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜３号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）※	H27.11.26	H28. 3.10, H28. 5.31 H28. 8.26, H28.10.28	H28.11.16
	保安規定変更認可(高経年化技術評価など)	H27.11.26	H28. 3.10, H28. 5.31 H28. 8.26, H28.10.28	H28.11.16
高浜１、２号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）※	H27. 4.30	H27. 7. 3, H27.11.16, H28. 2.29, H28. 4.27 H28. 6.13	H28. 6.20
	保安規定変更認可(高経年化技術評価など)	H27. 4.30	H27. 7. 3, H27.11.16, H28. 2.29, H28. 4.27 H28. 6.13	H28. 6.20

※：原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、１回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

（3）廃止措置に係る申請を行ったプラント

発電所	申請	申請日	補正書提出日
もんじゅ	廃止措置計画認可	H29.12. 6	H30. 2.23, H30. 3.19
	保安規定変更認可	H30. 2. 9	H30. 3. 9, H30. 3.19

□：前回の協議会（平成 30 年 1 月 17 日）以降に申請書または補正書が提出されたもの

（4）廃止措置中のプラント

発電所	申請	申請日	補正書提出日
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	廃止措置計画変更認可	H30. 2.28	－
	原子炉設置変更許可	H30. 2.28	H30. 3.13

□：前回の協議会（平成 30 年 1 月 17 日）以降に申請書または補正書が提出されたもの

４．燃料輸送実績（平成 30 年 1 月 18 日～３月 28 日）

＜新燃料輸送＞

なし

＜使用済燃料輸送＞

なし

５．低レベル放射性廃棄物輸送実績（平成 30 年 1 月 18 日～３月 28 日）

なし

平成 30 年３月７日
原子力安全対策課

高浜発電所の原子炉設置変更許可について
（高浜１、２号機の特定重大事故等対処施設の設置）

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成 25 年７月８日に施行された原子炉等規制法に基づく新規制基準に対応するため、平成 28 年 12 月 22 日、原子力規制委員会に対して高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設※の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更の許可を受けた。

※特定重大事故等対処施設
原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 28 年１月 12 日改正）に基づき、本体施設の工事計画認可後５年という経過措置期間（法廷猶予期間）内に設置が求められている。

＜原子炉設置変更許可（高浜１、２号機の原子炉施設の変更）の主な項目＞

①発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
・特定重大事故等対処施設の位置、構造及び設備

②発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
・特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

添付資料：高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

添付資料

高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

１．規制要求

新規制基準においては、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

○原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。

○原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

２．原子炉設置変更許可申請書の記載事項

【設備】

○ 減圧操作設備
- 原子炉の減圧を操作する設備。

○ 注水設備（ポンプ、水源）
- 格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。

○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント）
- 原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。

○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備

○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備

○ 緊急時制御室

【体制】

○ 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

【概念図】

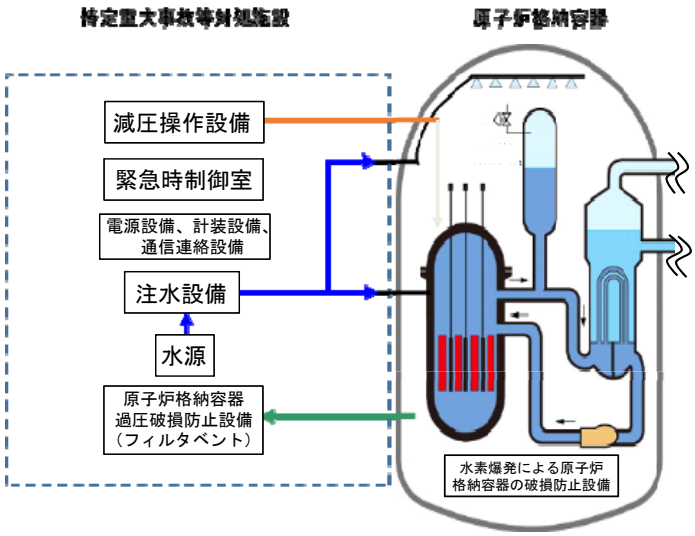

３．現在の状況

・施設設置のための準備工事実施中

４．設置期限※

・平成３３年６月９日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（平成28年６月10日）から５年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求される。

（参考）

特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請等に係る経緯
（高浜発電所１、２号機）

○原子炉設置変更許可申請関係

平成28年12月22日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
平成29年４月26日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（１回目）
平成29年12月15日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（２回目）
平成30年２月７日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書（案）として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
平成30年３月７日	原子力規制委員会は、審査書（案）に対する原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

関西電力
power with heart

高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設に関する工事計画認可申請について

平成３０年３月８日
関西電力株式会社

当社は、本日、高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設※に関する工事計画認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設については、早期の完成を目指すため、複数回に分割して工事計画認可申請を行います。

今回の申請は、減圧操作設備や注水設備の一部、原子炉格納容器の破損を防止する設備等に関するものです。

当社は今後、準備が整い次第、他の設備等についても申請を行い、原子力規制委員会の審査に、引き続き真摯かつ的確、迅速に対応してまいります。

※原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成２９年１２月１４日改正）に基づき、本体施設の工事計画認可後５年という経過措置期間（法定猶予期間）内に設置が求められているものです。

以　上

添付資料：「高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設について（概要）」

添付資料

高浜発電所１、２号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

１．規制要求

新規制基準においては、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

○原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
○原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

２．工事計画認可申請の経緯

○平成２８年１２月２２日　原子炉設置変更許可申請
○平成３０年　３月　７日　原子炉設置変更許可
○平成３０年　３月　８日　工事計画認可申請（第１回）

３．工事計画認可申請書の記載事項

内容	今回申請する主な設備
・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定	○ 減圧操作設備 ・原子炉の減圧を操作する設備（容器等を除く） ○ 注水設備（ポンプ、水源） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうち一部の配管等 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備
	今後申請予定の設備
	○ 減圧操作設備（容器等） ○ 緊急時制御室 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 注水設備（配管、ポンプ等）

４．設置期限※

平成３３年　６月　９日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（平成28年6月10日）から５年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求される。

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】

：今回申請範囲

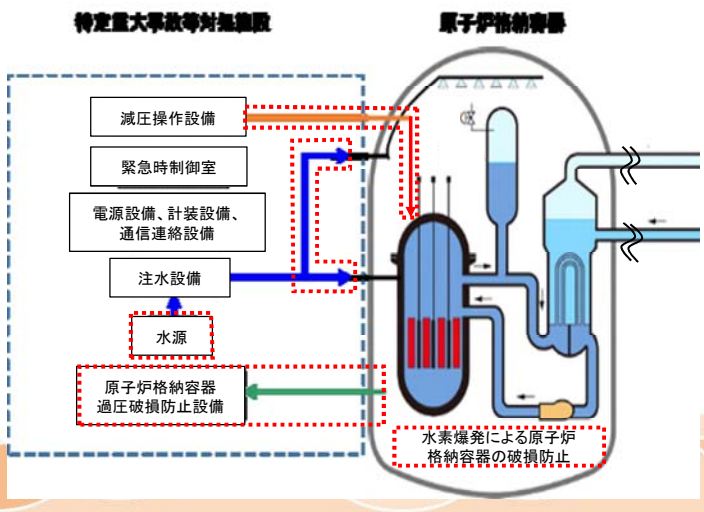

The Kansai Electric Power Co., Inc.